

四日市市告示第449号

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第24条の28第1項及び四日市市児童福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第17号、以下「細則」という。）第22条の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、法第24条の28第1項及び細則第22条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年10月11日

四日市市長 田中俊行

1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ワンプレイス

三重県四日市市生桑町234番地1

2 指定等に係る指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地

相談支援事業所わかば四日市

三重県四日市市生桑町234番地1

3 指定等の年月日

平成28年11月1日

4 事業の主たる対象者

指定無し

5 事業所番号

障害児相談支援事業所 2470200326

（こども未来部 こども保健福祉課）